

地方自治法の規定とこれまでの行財政改革の理念

1 地方自治法の規定（第2条）

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

- 「住民福祉の増進」（努力義務）
「最少の経費で最大の効果」（義務）
「組織及び運営の合理化」（努力義務）
「規模の適正化」（努力義務）

2 これまでの行財政改革における「理念」

計画の名称等	目的	基本方針等
第1次行財政改革大綱 (平成9年9月) 【量の改革】※後年の指摘	社会変化に伴い、新たに増大する緊急かつ重要な行政需要への対応や引き続き厳しい財政状況を克服し、21世紀に向けての小金井市の将来像である「緑ゆたかないいきとした文化都市こがねい」を実現していくため (行財政改革の必要性)	① 全市民的視点に立った公平・公正な市民サービスの提供 ② 時代の変化に対応できる簡素で効率的な行政運営 ③ 将来にわたっての財政基盤の強化
第2次行財政改革大綱 (平成14年6月) (平成18年6月改訂) 【質の改革】	新たなる視点に立脚してすべての事務事業の再点検を行い、柔軟に市民ニーズに対応できる体制を整え、もって市民の付託に応えうる自治体を目指す (第2次行革大綱策定の必要性)	① 市民参加の促進と一層開かれた市政の推進 ② 時代の変化に即応できる簡素で効率的な行政運営 ③ 全市民的視点に立った公平・公正な市民サービスの提供 ④ 将来にわたっての財政基盤の強化 ⑤ 組織の活性化と人材育成
第3次行財政改革大綱 (平成22年5月) 【公民連携・市民協働】	「市民協働」「公民連携」等を基本原則として、限りある財源と人的資源の活用による自律した行政経営の確立を図り、市民満足度の向上を目指す。 ※原文はですます調 (新たな改革に向けて)	①人材・組織改革 ②行政経営改革 ③財政・財務改革 ④行政サービス改革
行財政改革プラン2020 (平成29年4月) 【未来をひらく】	危機的な財源不足を克服して将来にわたって持続可能な財政運営を実現するとともに、市役所を「市民の役に立つ所」「市内最大のサービス事業所」として市民サービスの向上を実現していくことにより、「選ばれるまち」を目指す。 (厳しさを増す中、やらねばならぬ地方行政サービス改革)	①市民にわかりやすい改革（市民目線改革） ②国及び東京都等の動向への対応（先取り改革） ③長期的な展望を踏まえた集中的な改革（戦略的改革）

⇒土台として共通するのは「財政健全化」と「市民サービス向上」。その上で、自治体経営の在り方（理念+仕組み）はどうか？